第六十三回国会 参議院内閣委員会会議録第七号

昭和四十五年四月二日（木曜日）

午後零時十七分開会

委員の異動

三月三十一日

辞任　中尾　辰義君

補欠選任　柏原　ヤス君

四月一日

辞任　柏原　ヤス君

補欠選任　中尾　辰義君

出席者は左のとおり。

委員長　西村　尚治君

理事　石原幹市郎君　八田一朗君　足鹿　覺君　上田　哲君

委員　源田　実君　柴田　栄君　玉置　猛夫君　長屋　茂君　山本茂一郎君　矢山　有作君　山崎　昇君　峯山　昭範君　片山　武夫君　岩間　正男君

国務大臣　大蔵大臣　福田　赳夫君

政府委員　人事院事務総局給与局長　尾崎　朝夷君　大蔵政務次官　藤田　正明君　大蔵省主計局次長　橋口　收君　事務局側　常任委員会専門員　相原　桂次君　説明員　大蔵省主計局給与課長　谷口　昇君

本日の会議に付した案件

○国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣送付、予備審査）

○委員長（西村尚治君）　ただいまから内閣委員会を開会いたします。

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案、昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案、両案を一括議題といたします。

趣旨説明を聴取いたします。福田大蔵大臣。

○国務大臣（福田赳夫君）　ただいま議題となりました国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

この法律案は、最近における国家公務員の旅行の実情等にかんがみ、国内旅行及び外国旅行における日当、宿泊料、移転料等の定額を改定する措置等を講ずることとするものであります。

次に、改正の概要を御説明申し上げます。

内国旅行につきましては、宿泊料金の実態等を考慮し、日当、宿泊料及び食卓料の定額をおおむね四〇％程度引き上げることとするほか、車賃について若干の引き上げを行なうこととといたしております。また、移転料につきましても、国家公務員の赴任の実態等にかんがみ、移転料の定額を約三五％ないし二五％程度引き上げることといたしております。

外国旅行につきましては、宿泊料金の実態等を考慮し、日当、宿泊料及び食卓料の定額を約一五％程度引き上げることといたしております。また、移転料につきましても、国家公務員の赴任の実態等にかんがみ、移転料の定額を約三五％程度引き上げるほか、子女を随伴する場合における現行の加算割合を引き上げることといたしております。

次に、昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

この法律案は、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法、昭和三十三年改正前の旧国家公務員共済組合法及び現行の国家公務員共済組合法の規定により現に支給されている退職年金等につきまして、このたび別途本国会に提案されております恩給法等の一部を改正する法律案による恩給の額の改定措置に準じて年金額を引き上げることとするほか、琉球政府職員についての退職年金等の基礎俸給の引き上げ、国際電気通信株式会社に勤務した期間の組合員期間への通算等、所要の措置を講じようとするものであります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一は、年金額の引き上げについてであります。

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法、旧国家公務員共済組合法及び国家公務員共済組合法に基づく退職年金等につきましては、昭和四十四年度におきまして、年金額改定の基礎となる仮定俸給の増額率を四四・八％に改めることにより、年金額を引き上げたところでありますが、今回さらに、恩給における措置におならい、この増額率を五七・四七％に改め、昭和四十五年十月分以後、年金額を引き上げることといたしております。

第二は、長期在職老齢者の退職年金等の年金額の特例についてであります。

共済年金の基礎となる実在職した組合員期間の年数が退職年金についての最短所要年数以上である七十歳以上の退職年金受給者、七十歳以上の遺族年金受給者及び七十歳未満の妻、子または孫である遺族年金受給者並びに七十歳以上の廃疾年金受給者に対する年金額につきましては、第一により改定した額が、退職年金及び廃疾年金については十二万円、遺族年金については六万円に満たないときは、それぞれ十二万円または六万円をもって当該年金額とすることといたしております。

第三は、琉球政府職員にかかわる退職年金等の基礎俸給の引き上げについてであります。

琉球政府職員を退職したことにより退職年金を受けている者等の年金額の計算の基礎となる仮定俸給につきましては、恩給における措置にならい、三号俸引き上げることといたしております。

第四は、教育職員から文官等に転じたことのある組合員の勤続加給の条件の緩和についてであります。

教育職員が教育事務に従事する文官等に転じ、

さらに引き続いて教育職員となった場合には、恩給における措置にならい、前後の教育職員としての在職は勤続するものとみなし、勤続加給を行なうこととしたしております。

第五は、旧日本医療団職員期間の組合員期間への通算の条件の緩和についてであります。

旧日本医療団の職員であった者で同医療団の業務の政府への引き継ぎに伴い公務員となったものの組合員期間を計算する場合には、退職年金を受ける最短年金年限に達するまでを限度として同医療団職員期間を通算することといたしておりますが、恩給における措置にならい、この制限を廃止することといたしております。

第六は、旧国際電気通信株式会社の社員期間の組合員期間への通算についてであります。

旧南洋庁の公務員であった者で、同庁の電気通信業務の旧国際電気通信株式会社への引き継ぎに伴い同社の社員となったものにつきましては、恩給における措置にならい、その社員期間を組合員期間に通算することといたしております。

このほか、増加恩給の額が引き上げられること等に伴いまして、公務による廃疾年金及び公務にかかわる遺族年金の最低保障額を引き上げることとするなど、恩給制度の改正に伴う所要の措置を講ずることといたしております。

なお、昭和四十二年度以後共済年金の額の改定を行なってまいりました法律の題名を、昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律に改めることといたしております。

以上が国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案外一法律案の提案の理由及びその概要であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長（西村尚治君）　それでは、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案に対し、質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○山崎昇君　いま政府から提案のありました旅費法について二、三お聞きをしたいと思います。

第一点は、旅費は旅行中における費用に充てるためのものでありまして、実費弁償の一種であることはもう間違いがありません。そこで旅費が実費弁償であるということについては、法律的に直接規定したものがありませんけれども、旅費法の四十六条の一項を見ますというと、「当該旅行における特別の事情に因り又は当該旅行の性質上、その実費をこえることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。」という規定がございます。この規定の趣旨等からいえば、旅費の本体が実費弁償ではありますけれども、間接的には定額主義というものをとっているところから、私どもは、実費弁償でもありながら一部給与的な性格も帯びているのではないだろうか、こう考えられるわけであります。それはなぜかといえば、実費弁償という項に適用するならば、当然かかったものを証拠を添えて支給しなければなりませんが、いまのやり方はそうでありませんで、定額で支給をして、それをどう使うかは本人の選択にまかせられておるという点等考えますというと、実際は実費弁償という点から給与的な性格を私ども持っているのではないだろうか、こう考えているわけであります。ところが、もしそうだとすれば、この旅費について、いま大蔵省の主計局の給与課でこれは担当されておるわけでありますが、人事院あるいは総理府は全然これにタッチされておらない。いわば大蔵省の判断だけでこの旅費というものをやられておる。こういうふうに私ども見ておるわけなんですが、そこで大蔵大臣にお聞きをしたいのですが、給与的性格もあわせ持っているというふうに考えるなら、当然給与一般を扱う人事院の意見を聞くべき筋合いのものではないだろうかというふうに考えるのですが、大蔵大臣の見解を聞きたいし、あわせて人事院の見解も聞いておきたいと思います。

○国務大臣（福田赳夫君）　これは、旅費法によりまして事ごまかにきめられておるわけであります。実質は、これは実費弁償であります。ただその実費弁償と申しましても、一々証拠とにらみ合わせて計算しなければならぬというものですから、そこで一定の基準をつくりまして、そしてこの基準によって旅費の算定をする、こういうふうにいたしておるわけでございます。これは給与的な性格のものではございません。ただ、その基準が適正であるかどうかということは、これは問題でありますので、随時見直し見直しをいたしまして、また今回も本日の、経済情勢に応ずるようなものにしたいというので法律案を提案しておるわけでございます。しかし、それにいたしましても、この旅費は、これは公務員全体につながるものでありますので、人事局等に適切な連絡をとりながらこれを運営する、こういうふうにいたします。

○政府委員（尾崎朝夷君）　旅費の関係も、職員の旅行に伴います費用の補てんでございますので、そういう意味では広い意味での勤務条件でございます。そういう関係から、広い意味で人事院としまして、国家公務員法上も関心があるわけでございますけれども、しかし、これはいま大蔵大臣が答弁されましたように、実費弁償を中心とした内容でございまして、かつこの法律に基づきまして大蔵省が主管をなさっておるわけです。そういうことで、現在は大蔵省のほうで適切にやっていらっしゃるというふうに考えております。

○山崎昇君　法律的に大蔵省が主管であることも承知しています。それから一般職の給与法の第三条の三項との関係からいって、これも人事院の任務でないことも私は承知しています。ただ、いまあなたから、広い意味でやっぱり勤務条件の一つである、こういうお話がありました。それからいまの旅費の実態からいくと、実際は実費弁償ということの性格、私は否定をいたしません。そうだと思う。ところが、やられておる方式は、ごく限られたものは確かに証拠主義に基づいて支給されているけれども、そうでない大半は定額主義をとり、なおかつ公務員の職務に関連をして等級別に差を設けられて支給されているわけです。したがって、そういう点を考えますと、現実的に生活に関連をしてまいりますから、当然これは給与的な性格も帯びているのではないだろうか。一般的な感触としては、やはり旅費で生活の補いをやっていることも事実だと思うのです。そういう意味でいうならば、人事院あるいは総理府が、いまのような全くタッチしてないというやり方は少しおかしいのではないだろうか、こう考えるものですから、したがって、そういう意味でいま大蔵大臣から、広く人事院とも連絡をとりながら……。

○国務大臣（福田赳夫君）　人事局です。

○山崎昇君　人事院あるいは総理府とやられるというのですが、今度の旅費を見てもほとんどそういうことはない。単に地方の財務局なり財務部なりの見解だけでこれが出されてきている、こういうふうに私ども見るわけです。ですから、給与的性格だというならば、将来それじゃお互い連絡をとるといっても、どういうふうにやられるのか、もう一ぺん大蔵大臣並びに人事院から答弁を求めておきます。

○国務大臣（福田赳夫君）　これは給与的性格は全然ないのです。ですから、お話しのスタートが少し違うのですがね。給与的性格でなくて、実費弁償的なものである、こういうことですから、人事院に対しまして相談することはありませんが、人事局に対しましては、これは官庁間の常時連絡、そういうような意味におきまして連絡をとりながらやってきておりますが、今後も緊密に連絡をしてやるようにいたします。

○山崎昇君　続いてお聞きをしたいのは、これはいまも繰り返し申し上げておるように、実態は給与的な要素もかなりある。そこで、いまのところ旅費については実費弁償ということで、給与法の三条からはずされておりますために、俗に一般にいう組合との交渉の対象から——現実的にはやっておりますけれども、理屈でいえば、しかと入っておらない、こういうこと等もあって、多少の困難があるのじゃないか、私はこう思うのですが、今後この旅費については組合との交渉事項の一つに

して、十分話し合いをしていく、こういうふうに私は見解をとっておるのですが、それについての大臣の見解と人事院の見解を聞いておきたい。

○国務大臣（福田赳夫君）　これは先ほどから申し上げておりますが、実費弁償なんです。そういう性格だというふうに割り切った考え方をいたしておるわけです。しかも、そういう全国一律に適用するというような性格のものでありまして、これを職員組合というものと相談をするということは考えておりません。

○山崎昇君　人事院はどうですか。

○政府委員（尾崎朝夷君）　いま大蔵省のほうから大蔵大臣がお述べになっておられますように、旅費は実費弁償を中心としたものであるわけでございますので、それ自体としましては勤務条件ということではないと思いますけれども、その結果勤務条件に影響があるというような場合には、その限りにおいて問題があると、人事院としても考え得る範囲というものが出てくるかもしれない、そういったようなものじゃないかと思います。

○山崎昇君　大蔵大臣、私は性格的に実費弁償というものを否定しておるわけじゃないのです。ただ、いまの旅費というものは実費弁償だといいながら、実際にやっておることは、これは定額主義をとっておる。そうしてそれがほんとうに実費弁償になっておるかどうかという証拠は何もとってないわけです。だからこの旅費法を見ますというと、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、支度料、死亡手当等は全部これは定額で出して、しかも公務員の等級別によって差がつけられておる。こういう内容になっておるのです。実際に証拠主義をとっておるのは、外国旅行の際の旅行雑費ぐらいなものです。ですから、実費弁償だといいながらも、ただ便利だということで定額主義をとっておる。だから使う人のいわば扱い方いかんによってこれが――極端な言い方でありますが、得するか損するか、こういう状態になっておるわけです。そういう意味から私は先ほど来、実費弁償という性格は否定をしない、現実にやられておることは給与みたいな性格にもなっておるじゃないか、そうしていまの形態というものは混合形態になっておるわけです。そういう意味からいうならば、当然これは人事院が言うように、広い意味で勤務条件の一つと考えていいのではないかと思います。そういう意味で、先ほど来大臣に聞いておるのですが、これはやはり割り切って、団交の対象にすべきものではないのだ、実費弁償なんだという割り切り方は、少し私は早過ぎるような気もするのです。そういう意味で今後十分こういう点については、やはり国家公務員なら国家公務員の組合の意見を聞くなり何なりして、こういうものを改める、あるいはどうするということがあってしかるべきではないかと思うのですが、どうですか。

○国務大臣（福田赳夫君）　職員組合と相談をする、それは相談するようにしても別に支障ありませんけれども、相談しなければならないと、こういうふうには考えておらないのです。どこまでもこれは実費弁償で、ただ便宜的に、一々証拠書類と照らし合わせながらやるという仕組みでは煩瑣にたえぬものですから定額主義をとっておると、こういうことなんでありまして、本質はあくまでも実費弁償であるということで、割り切るべきものであるという見解であります。

○山崎昇君　確認しておきますが、事実上はいまの大臣の答弁からいけば、組合とも十分相談します、あるいは総理府とも相談をいたします、大蔵省の見解だけでこういうものはやらないのだ、こういうふうに私は理解をしておきたいと思うのですが、いいですか。

○国務大臣（福田赳夫君）　これは内閣の人事局ともよく相談しているわけですし、人事局が職員組合等と接触がありますから、人事局には職員組合の考え方なんかは反映しておると思います。なお、しかし、みんなの意見が反映したほうがいいのですから、そういう方向には努力しますけれども、しなければならないのだというふうには理解をすることは困難でございます。

○山崎昇君　それでは少し具体的なことをお聞きをしたいと思いますが、今度の改正案は内国旅費が中心になっているわけなんですが、一体、実態調査をやられたそうでありますけれども、その内容、方法、それから時点、そういう実態調査についての経過をひとつお尋ねをしておきたいと思います。

○政府委員（橘口収君）　旅費法の改正をいたします場合には、大蔵省の出先機関である財務局、財務部を通じまして実態の調査をいたすわけでございます。お尋ねがございました実態調査の時点は昨年の春でございます。四十一年に内国旅費について改正をいたしたわけでございますが、その際にも四十年の春に実態調査をいたしたわけでございます。

実態調査の方法といたしましては、財務局、財務部がそれぞれ転勤をした公務員につきまして調査票を配って、一定の様式によりその調査の内容を書き込ませておるわけでございます。それからホテル代、旅館代等につきましては、現地の行政機関が、中央から出張してきた場合に事実上あっせんをする旅館等について実態を調査いたしております。さらに観光連盟加盟旅館等につきましても、最近の旅館代の動き等について調査しているわけでありまして、調査例としましては大体四百六十ぐらいというふうに考えております。

○山崎昇君　私ども実態調査の数字がわかりませんから、いま出されておるこの数字がいいものやら悪いものやら判断する材料がないのですね、正直言って。そういう意味で、実態調査の数字を出してもらえますか。

○説明員（谷口昇君）　実態調査の結果でございますが、先ほど次長が説明いたしましたように、そのような方法でもって調査をいたします。で、まず、もう少し詳しく申し上げますと、日当、宿泊と移転料に分けまして、日当、宿泊につきましては昨年の五月ですね、五月中に財務局あるいは財務部を通じまして、甲地方、乙地方にそれぞれ旅館がございますが、その旅館の公務員の利用状況を調べまして、そのように調査いたしました。それから移転料でございますが、これは御承知と思いますけれども、赴任に伴う家財の移転料でございます。これにつきましては、各省各庁に協力を得まして、そしてそれをその個票を渡しまして、その転職者に対しまして――これは昨年の三月から六月までの間に移転をされた人について調査をいたします。

簡単にその結果を申し述べますと、まず宿泊料でございますが、これは甲地方でたとえば六等級以下の人が利用する旅館でございます。御承知のとおりに、現在宿泊料と申しますのは、大体一泊二食というのが通常の常識になっております。それからそれサービスに料金及び料理飲食税、その他小物費、こういうものがついて合計がこう出るということになるわけですが、細部は省略いたしまして、簡単に答えだけ申し上げますと、六等級以下の者が利用する旅館で、甲地方の場合に合計二千六百七十六円、乙地方で二千二百二十六円、こういうふうになります。それを改定額として二千七百円あるいは二千三百円という形で改定させていただいております。ちなみに三ないし五等級の者が利用する旅館、これは甲地方で三千三百七十五円、乙地方で二千七百六十三円、それ合計でございますが、改定額を三千四百円あるいは二千九百円という形で出させていただいております。実はこのようにして大体調査した結果でございますが――いまのは日当、宿泊でございます。

次に、移転費用の実態調査について先ほどのような調査をした結果を簡単に申し上げますと、まず御承知のとおりに、現在の移転費用につきましては等級区分がございます。それと同じように距離区分がございますが、たとえば七等級以下、現在のものはそうなっております。それを今度は七等級を落としまして、六等級以下になりましたが、その辺のところの実績を簡単に申し述べますと、鉄道で五十キロ未満で七等級以下の実績では二万円ちょうどと出ております。六等級以下が二万九千百八十八円、これをもとにいたしまして、御承知のとおり二月一日に通運料金の改定がござ

いまして、約二割の改正がございました。その二割の通運料金の全移転費のうちで占めますシェアをかけ合わせまして、先ほどの実績をもとにしてここに改定額として二万八千三百円という形を出しております。大体このような形で等級区分をずっと整理をいたしております。

以上が大体のところでございます。

○委員長（西村尚治君）　ちょっと速記をやめて。

〔速記中止〕

○委員長（西村尚治君）　それでは速記を始めて。

○山崎昇君　そこでいま給与課長から中身の詳細の説明がありました。そこで私がわからないのは、六等級以下の人が利用する旅館、三等級の人が利用する旅館といって、どういうふうにしてきめるのですか。こんなことはね。ただこれはあれですか、公務員が出張しまして泊まった旅館を全部平均してそういうふうにやるのか。そうでなく、あらかじめ、たとえば私の例でいえば、札幌なら札幌で、これは六等級の泊まる旅館で、これは三等級の泊まる旅館、こういう調べ方をするのか、私はこれは大問題だと思う。特に実態論からいけば、同一人間が三等も六等も一緒に出張すれば、おおむね共済組合の施設とか、こういうものを利用するのが大半でありましてね、あなたの言う六等級の泊まる旅館がどうだとか、三等級の泊まる旅館だとかいう分け方は、私はとても承服できない。そういう意味で、これが調べられてそれを出したら、数字が根本的に違ってきますよ。だからあなた方のやった作業の内容がわからないから何とも言えないが、調査された表を出してください。たとえばどこの地方ではどこの旅館で、観光連盟ではどういうランクにされて、おもにどういう人が泊まるのかということをわれわれが知らなければ、あなたの言う六等級以下の泊まる旅館とかどうとかということは、とても私は確認できない。その点だけもう一ぺん説明してもらって、あとはきょうは保留させておいてもらいたい。

○説明員（谷口昇君）　先ほどの先生の御質問でございますが、実は私どもは財務局、財務部という出先を持っております。この出先では大体公務員の旅行の実態をいつも調査しておりますが、そういうことで大体先生のお話しのように、その地の共済組合の寮がございますれば、それを利用することが多いと思います。しかし、まあ必らずしも全部の地に共済組合の寮があるわけじゃございません。そこで、場合によっては一般の旅館にも泊まるということに相なろうと思います。甲地方、乙地方、それぞれいろんな地がございますが、そういう旅行に行きました人たちの旅行の宿泊の状態を財務局、財務部で調査をいたして、そして、先ほどのような答えを出さしていただいた、こういう状況でございます。

○山崎昇君　だから、重ねて聞くけどね。それだけではやっぱり私はわからない。六等級以下の人の泊った旅館だとか、それは財務局でそういう認定をするんですか。そうでなくて、現実に泊った旅館を全部平均したという意味ですか。ですからそこのところ、だからこまかな数字出してくださいよ、資料で。少し検討さしてください、それは。

○説明員（谷口昇君）　大体は各省の人たちが、先ほど申しておりますように、行きますときは大体ここで、各財務局において大体地域を指定をしております。それは甲地方、乙地方に分けまして、その次、さらにそれを細分いたしまして、まあこれが大体中都市であるとか、あるいは小都市であるとか、あるいは大都市であるとか、そういう区分ございますね。それから若干の性格がございます、都市に。そういう都市に応じまして、その旅館の実態を、国の出先機関及び地方公共団体が通常利用している旅館について行なうと、そういう形で、通常利用しておる旅館について行なっております。で、その泊まった旅館につきまして先ほどのような答えが出てきておる、こういうことでございます。だからあらかじめ五等級なら五等級の人がどこへ泊まるということではないんです。

○山崎昇君　しかし、私は、あなたのそういう説明だけれども、それは実態に合わないですよ。なぜかというと、国家公務員が出張して、全部財務局が調べることなんか不可能です。ほとんど都道府県なりのところでお世話をして、財務局で出張者全部世話するなんてことはあり得ないですよ。ですから財務部でそういう調べ方やるというのは、私はどうも納得できないんだけれども、あなたがそう言うから、それでは委員長に正式に資料要求しますが、あなたのほうで実態調査した資料出してください。その数字なり、中身、検討さしてもらわないと、私ども判断できないんです、これがいいとか……。

なお後日やりますが、あなた方は六等級以下は、標準としてとってるんですね。大体六等級以下は、標準といいますか基準といいますか、そしてそれによって結果は、私のこれは資料でありますけれども、たとえば日当及び宿泊料の場合なんかは、六等級以下を一応基準額みたいにして、それを基準にして三等級以下なら今度どのくらい上がるとか、あるいは二等級ならどのくらい上がるとかいう、私はいま計算をしてみているわけです。その基準の取り方についても疑問を持っているものだから、したがって委員長に正式に要求しますが、その調査結果の資料を提出してください。そしてまた後日質問させてもらいたいと思う。

○委員長（西村尚治君）　大蔵省出せますか。

○説明員（谷口昇君）　実はいま先生が御質問のように、六等級以下を基準にして、いろいろそのあと割り増し率というおそらくお話だと思うのですが、私どもの調査は、必ずしも六等級以下をやっているのではなくて、六等級、五等級、四等級、ずっとやっているわけです。そのことの結果が先ほど申しました、もう少し詳しく実態の結果を各等級に応じたものを申し上げますと、あるいは御理解いただけるのじゃないかと思いますが、その等級区分によりまして答えが出ておるわけです。決して六等級を基準にして、割り増し率一本にしてこうやっているわけではありません。ただ結果として、その割り増し率の問題は、まあ一応もし基準として、現在の七等級をもとにして大臣までのところをずっと一定の率でございますね。その率をもし変える必要があれば、変えるという結果になりますけれども、たまたま、今度の結果は、必ずしも変えるまでに至らなかったというふうなことでございますので、一応等級としては全部やらしていただいておる、このように考えております。

○政府委員（藤田正明君）　山崎先生の御要望に応じされるような資料を極力出しますので、御検討願います。

○峯山昭範君　いまの資料ですけれども、さっきちょっと聞いておりましたら、結論だけの資料じゃなくて、詳細を出してほしいですね。結論たった二枚の資料じゃなくて、たとえば四百六十なら四百六十のいわゆる実態調査やっておりますね。それぞれ日当、宿泊については何件かやっているでしょう、実態調査を。移転料については、去年の三月から六月までにわたって何件か実態調査やっておりますですね。その詳細の資料をいただきたいのです。いまちょっと聞いておりましたら、要するに結論だけの資料ではなくて、その詳細の資料を全部いただきたいのです。

○政府委員（藤田正明君）　極力御要望に応じたいと思います。

○委員長（西村尚治君）　それでは、本案に対する本日の審査はこの程度にいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十五分散会

三月二十六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律

（昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部改正）

第一条　昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律（昭和四十二年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

題名中「昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度」を「昭和四十二年度以後」に改める。

第一条の前の見出しを「（昭和四十二年度及び昭和四十三年度における旧法による退職年金等の額の改定）」に改める。

第一条の二に見出しとして「（昭和四十四年度における旧法による退職年金等の額の改定）」を附し、同条の次に次の一条を加える。

（昭和四十五年度における旧法による退職年金等の額の改定）

第一条の三　前条第一号の規定の適用を受ける年金については、昭和四十五年十月分以後、その額を、その算定の基礎となつている別表第一の三の仮定俸給（同条第二項又は同条第三項において準用する第一条第六項の規定により前条第二項各号に掲げる金額又は従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、同条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給）に対応する別表第一の四の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を準用して算定した額に改定する。

2　次の各号に掲げる年金のうち七十歳以上の者又は第二号に掲げる年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫に係るものについては、前項の規定により改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和四十五年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。この場合においては、第一条第四項後段及び前条第二項ただし書の規定を準用する。

一　旧法の規定による退職年金又は廃疾年金に相当する年金　六万円

二　旧法の規定による遺族年金に相当する年金　十二万円

3　第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者が七十歳に達したとき（前項第二号に掲げる年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く。）は、その達した日の属する月の翌月分以後、同項の規定に準じてその額を改定する。

4　第一条第六項の規定は、第一項の規定により年金の額を改定する場合について準用する。第二条の前の見出しを「（昭和四十二年度及び昭和四十三年度における旧法による障害年金等の額の改定）」に改める。

第二条の二に見出しとして「（昭和四十四年度における旧法による障害年金等の額の改定）」を附し、同条の次に次の一条を加える。

（昭和四十五年度における旧法による障害年金等の額の改定）

第二条の三　前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十五年十月分以後、その額を、その算定の基礎となつている別表第一の三の仮定俸給（同条第二項又は同条第五項において準用する第一条第六項の規定により前条第二項各号に掲げる金額又は従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、同条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給）に対応する別表第一の四の仮定俸給を俸給とみなし、第二条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「別表第三」とあるのは、「別表第三の四」と読み替えるものとする。

2　次の各号に掲げる年金については、前項の規定により改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和四十五年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

一　障害年金　別表第四の四に定める障害の等級に対応する年金額（障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては、三万六千円を加えた額）

二　殉職年金　十五万七千円

三　障害遺族年金　前号に掲げる額の十分の七・五に相当する金額

3　第一条第六項の規定は、第一項の規定により年金の額を改定する場合について、前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定により年金の額を改定する場合について、それぞれ準用する。

第三条の二の次に次の一条を加える。

（昭和四十五年九月三十日以前の退職に係る法による年金の額の改定）

第三条の二　昭和四十五年九月三十日以前に法の退職をした組合員に係る法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、同年十月分以後、その額を、前条第一項の規定により改定された年金額の算定の基礎となつている俸給年額（同条第二項において準用する第一条第六項の規定により従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については前条第一項の規定により、昭和四十四年十月一日以後に法の退職をした組合員に係る年金については同項の規定に準じて、それぞれ年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき俸給年額）を十二で除して得た額で別表第一の四の上欄に掲げるものに対応する同表の下欄に掲げる仮定俸給の額の十二倍に相当する金額を法第十七条第一項に規定する俸給年額とみなし、法の規定を適用して算定した額に改定する。

2　第一条第六項の規定は、前項の規定により年金の額を改定する場合について準用する。

第五条第一項中「第二条の二」を「第二条の三」に改め、同条第二項中「及び第三条の二」を「から第三条の三まで」に改める。

別表第一の三の次に次の一表を加える。

別表第一の四

別表第一の三の仮定俸給	仮定俸給
一二、四五〇円	一三、五四〇円
一二、七九〇	一三、九一〇
一三、〇九〇	一四、二三〇
一三、五二〇	一四、七〇〇
一三、七七〇	一四、九八〇
一四、二五〇	一五、五〇〇
一四、九四〇	一六、二五〇
一五、六七〇	一七、〇四〇
一六、三八〇	一七、八一〇
一七、一一〇	一八、六一〇
一七、八三〇	一九、三八〇
一八、五五〇	二〇、一八〇
一九、〇二〇	二〇、六八〇
一九、四八〇	二一、一八〇
二〇、〇一〇	二一、七六〇
二〇、七七〇	二二、五八〇
二一、四一〇	二三、二八〇
二一、〇三〇	二三、九五〇
二二、七六〇	二四、七五〇
二三、五一〇	二五、五七〇
二四、三二〇	二六、四四〇
二五、一三〇	二七、三三〇
二六、一六〇	二八、四五〇
二六、七九〇	二九、一三〇
二七、六三〇	三〇、〇五〇
二八、四四〇	三〇、九三〇
三〇、〇七〇	三二、七〇〇
三〇、四九〇	三三、一六〇
三一、七三〇	三四、五〇〇
三三、三八〇	三六、二九〇
三五、二〇〇	三八、二八〇
三六、一三〇	三九、二八〇
三七、〇一〇	四〇、二五〇

三八、二九〇
三九、〇三〇
四一、一九〇
四二、二七〇
四三、三八〇
四五、五五〇
四七、七三〇
四八、三〇〇
五〇、一〇〇
五二、六六〇
五五、一九〇
五六、七六〇
五八、二九〇
六一、三八〇
六四、四八〇
六五、一〇〇
六七、五六〇
七〇、六六〇
七三、七七〇
七六、八四〇
七八、七八〇
八〇、八六〇
八四、八五〇
八八、八八〇
九〇、九一〇
九二、八八〇
九六、八八〇
九八、七一〇
一〇〇、八八〇
一〇四、八八〇
一〇九、二四〇
一一一、四八〇
一一三、六一〇
一一五、八四〇
一一七、九九〇
一二二、三四〇
一二六、七〇〇

四一、六四〇
四二、四四〇
四四、八〇〇
四五、九七〇
四七、一八〇
四九、五三〇
五一、九一〇
五二、五三〇
五四、四八〇
五七、二七〇
六〇、〇三〇
六一、七三〇
六三、三九〇
六六、七六〇
七〇、一三〇
七〇、八〇〇
七三、四七〇
七六、八四〇
八〇、二三〇
八三、五七〇
八五、六八〇
八七、九三〇
九二、二八〇
九六、六六〇
九八、八七〇
一〇一、〇〇〇
一〇五、三五〇
一〇七、三四〇
一〇九、七〇〇
一一四、〇六〇
一一八、八〇〇
一二一、二四〇
一二三、五五〇
一二五、九八〇
一二八、三三〇
一三三、〇五〇
一三七、七八〇

一二八、八五〇	一四〇、一三〇
一三一、〇七〇	一四二、五三〇

備考

年金額の算定の基礎となつている別表第一の三の仮定俸給の額が一二、四五〇円に満たないときは、その仮定俸給の額に一・〇八七五を乗じて得た金額（一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）をこの表の仮定俸給とする。

別表第三の三の次に次の一表を加える。

別表第三の四

別表第一の四の下欄に掲げる仮定俸給	率
八三、五七〇円以上のもの	二三・〇割
七六、八四〇円をこえ八三、五七〇円未満のもの	二三・八割
七三、四七〇円をこえ七六、八四〇円以下のもの	二四・五割
七〇、八〇〇円をこえ七三、四七〇円以下のもの	二四・八割
四九、五三〇円をこえ七〇、八〇〇円以下のもの	二五・〇割
四七、一八〇円をこえ四九、五三〇円以下のもの	二五・五割
四二、四四〇円をこえ四七、一八〇円以下のもの	二六・一割
三四、五〇〇円をこえ四二、四四〇円以下のもの	二六・九割
三三、一六〇円をこえ三四、五〇〇円以下のもの	二七・四割
三〇、九三〇円をこえ三三、一六〇円以下のもの	二七・八割
三〇、〇五〇円をこえ三〇、九三〇円以下のもの	二九・〇割
二九、一三〇円をこえ三〇、〇五〇円以下のもの	二九・三割
二五、五七〇円をこえ二九、一三〇円以下のもの	二九・八割
二二、五八〇円をこえ二五、五七〇円以下のもの	三〇・二割
二一、七六〇円をこえ二二、五八〇円以下のもの	三〇・九割
二〇、六八〇円をこえ二一、七六〇円以下のもの	三一・九割
二〇、一八〇円をこえ二〇、六八〇円以下のもの	三二・七割
一九、三八〇円をこえ二〇、一八〇円以下のもの	三三・〇割
一八、六一〇円をこえ一九、三八〇円以下のもの	三三・四割
一八、六一〇円以下のもの	三四・五割
	三五・一割

別表第四の三の次に次の一表を加える。

別表第四の四

障害の等級	年金額
一級	五〇六、〇〇〇円
二級	四一〇、〇〇〇円
三級	三二九、〇〇〇円
四級	二四八、〇〇〇円
五級	一九二、〇〇〇円
六級	一四七、〇〇〇円

備考

別表第四の備考の規定は、この表の適用について準用する。この場合において、別表第四の備考二中「一九〇、〇〇〇円」とあるのは「二四八、〇〇〇円」と、「二二一、〇〇〇円」とあるのは「一八八、五〇〇円」と読み替えるものとする。

（公共企業体職員等共済組合法の一部改正）

第二条　公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項第一号中「第八項」を「第九項」に、「同条第七項」を「同条第八項又は同法附則第二十四条の三第三項」に、「同条第四項第一号」を「同法附則第二十四条第四項第一号」に改め、同号ヘ中「第二十四条の三、第四十一条第一項」を「第二十四条の三第一項」に改める。

附則第十一条第一項第三号中「引き続いているもの」の下に「（昭和十九年四月三十日において旧南洋庁に勤務していた者で、旧南洋庁の電気通信業務が国際電気通信株式会社に引き継がれたことに伴い引き続き当該会社に勤務した後職員となつたものの当該会社に勤務していた期間を含む。）」を加える。

附　則

この法律は、昭和四十五年十月一日から施行する。

三月二十七日本委員会に左の案件を付託された。

一、岩手県前沢町の寒冷級地引上げに関する請願（第一〇六九号）（第一一三九号）（第一二〇五号）

一、岩手県住田町の寒冷級地引上げに関する請願（第一〇七〇号）

一、山形市、天童市及び上山市の寒冷級地引上げに関する請願（第一〇七四号）

一、国防省設置に関する請願（第一〇八四号）（第一一三七号）（第一一七一号）

一、人事行政の厳正に関する請願（第一〇八五号）（第一一三八号）（第一一七二号）

一、岩手県田老町の寒冷級地引上げに関する請願（第一〇九二号）（第一二〇六号）

一、岩手県下閉伊郡新里村の寒冷級地引上げに関する請願（第一〇九三号）

一、岩手県胆沢郡衣川村の寒冷級地引上げに関する請願（第一〇九四号）

一、岩手県胆沢郡衣川村外五市町村の寒冷級地引上げに関する請願（第一一四〇号）

一、長野県の寒冷級地引上げ等に関する請願（第一一九二号）（第一二〇四号）（第一二二四号）

第一〇六九号　昭和四十五年三月十三日受理

岩手県前沢町の寒冷級地引上げに関する請願（二通）

請願者　岩手県盛岡市前九年三ノ二四ノ四

三　高橋久夫外一名

紹介議員　増田　盛君

この請願の趣旨は、第一〇四三号と同じである。

第一一三九号　昭和四十五年三月十七日受理

岩手県前沢町の寒冷級地引上げに関する請願（四通）

請　願　者　岩手県胆沢郡前沢町前沢町議会議長　及川順治外三名

紹介議員　岩動　道行君

この請願の趣旨は、第一〇四三号と同じである。

第一二〇五号　昭和四十五年三月十八日受理

岩手県前沢町の寒冷級地引上げに関する請願（二通）

請　願　者　岩手県盛岡市盛岡駅前通一ノ三五国鉄労働組合盛岡地方本部盛岡工場支部内　斎藤文三外一名

紹介議員　鈴木　力君

この請願の趣旨は、第一〇四三号と同じである。

第一〇七〇号　昭和四十五年三月十三日受理

岩手県住田町の寒冷級地引上げに関する請願

請　願　者　岩手県盛岡市新庄字新庄二五ノ一〇　菊池光男

紹介議員　増田　盛君

一、岩手県気仙郡住田町の寒冷級地を五級地に、すみやかに引き上げること。

二、国家公務員の寒冷地手当に関する法律第二条、北海道に在勤する職員の寒冷地手当の額（石炭加給）をすみやかに増額すること。

他の三項目は、第三〇一号と同じである。

第一〇七四号　昭和四十五年三月十三日受理

山形県、天童市及び上山市の寒冷級地引上げに関する請願

請　願　者　山形県酒田市住吉町八ノ六二全林野酒田分会内　佐藤利雄外四名

紹介議員　鶴園　哲夫君

この請願の趣旨は、第三〇一号と同じである。

第一〇八四号　昭和四十五年三月十四日受理

国防省設置に関する請願

請　願　者　高知市丸ノ内三八　西山利平外十五名

紹介議員　塩見　俊二君

この請願の趣旨は、第六九号と同じである。

第一一三七号　昭和四十五年三月十七日受理

国防省設置に関する請願（二通）

請　願　者　岩手県和賀郡東和町土沢　小原日一外四十一名

紹介議員　岩動　道行君

この請願の趣旨は、第六九号と同じである。

第一一七一号　昭和四十五年三月十八日受理

国防省設置に関する請願（六通）

請　願　者　佐賀市八戸町一〇班　蘭健吾外百二十五名

紹介議員　鍋島　直紹君

この請願の趣旨は、第六九号と同じである。

第一〇八五号　昭和四十五年三月十四日受理

人事行政の厳正に関する請願

請　願　者　高知市丸ノ内三八　西山利平外十五名

紹介議員　塩見　俊二君

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第一一三八号　昭和四十五年三月十七日受理

人事行政の厳正に関する請願（二通）

請　願　者　岩手県和賀郡東和町土沢　小原日一外四十一名

紹介議員　岩動　道行君

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第一一七二号　昭和四十五年三月十八日受理

人事行政の厳正に関する請願（五通）

請　願　者　佐賀市八戸町一〇班　蘭健吾外百十名

紹介議員　鍋島　直紹君

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第一〇九二号　昭和四十五年三月十八日受理

岩手県田老町の寒冷級地引上げに関する請願

請　願　者　岩手県盛岡市山岸二ノ四ノ六　小田島実

紹介議員　増田　盛君

一、岩手県下閉伊郡田老町の寒冷級地を五級地に、すみやかに引き上げること。

二、国家公務員の寒冷地手当に関する法律第二条、北海道に在勤する職員の寒冷地手当の額（石炭加給）をすみやかに増額すること。

他の三項目は、第三〇一号と同じである。

第一一三六号　昭和四十五年三月十七日受理

岩手県田老町の寒冷級地引上げに関する請願

請　願　者　岩手県盛岡市三ツ割字洞清水一一三ノ七　太田うめ

紹介議員　鈴木　力君

この請願の趣旨は、第一〇九二号と同じである。

第一〇九三号　昭和四十五年三月十四日受理

岩手県下閉伊郡新里村の寒冷級地引上げに関する請願

請　願　者　岩手県盛岡市館向町二七ノ一六　吉田尚三

紹介議員　増田　盛君

一、岩手県下閉伊郡新里村の寒冷級地を五級地に、すみやかに引き上げること。

二、国家公務員の寒冷地手当に関する法律第二条、北海道に在勤する職員の寒冷地手当の額（石炭加給）をすみやかに増額すること。

他の三項目は、第三〇一号と同じである。

第一〇九四号　昭和四十五年三月十四日受理

岩手県胆沢郡衣川村の寒冷級地引上げに関する請願

請　願　者　岩手県紫波郡南村下飯岡一四ノ四七　福島明

紹介議員　増田　盛君

一、岩手県胆沢郡衣川村の寒冷級地を五級地に、すみやかに引き上げること。

二、国家公務員の寒冷地手当に関する法律第二条、北海道に在勤する職員の寒冷地手当の額（石炭加給）をすみやかに増額すること。

他の三項目は、第三〇一号と同じである。

第一一四〇号　昭和四十五年三月十七日受理

岩手県胆沢郡衣川村外五市町村の寒冷級地引上げに関する請願（六通）

請　願　者　岩手県盛岡市西青山二ノ二二ノ一八　青木強外五名

紹介議員　岩動　道行君

一、岩手県胆沢郡衣川村及び前沢町、下閉伊郡新里村及び田老町、宮古市、気仙郡住田町の寒冷級地を五級地に、すみやかに引き上げること。

二、国家公務員の寒冷地手当に関する法律第二条、北海道に在勤する職員の寒冷地手当の額（石炭加給）をすみやかに増額すること。

他の三項目は、第三〇一号と同じである。

第一一九二号　昭和四十五年三月十八日受理

長野県の寒冷級地引上げ等に関する請願

請　願　者　長野県南佐久郡小海町東馬流　井出政善

紹介議員　羽生　三七君

長野県の寒冷級地を左記のとおり、すみやかに引き上げられたい。

一、南佐久郡臼田町、佐久町、小海町、八千穂村を五級地に。

二、北佐久郡望月町、御代田町、立科町、浅科村、北御牧村を五級地に。

三、小諸市、佐久市を五級地に。
四、小県郡東部町、真田町、武石村、和田村を五級地に。
五、諏訪郡下諏訪町、富士見町、原村を五級地に。
六、岡谷市、諏訪市、茅野市を五級地に。
七、下伊那郡松川町（旧大島、生田のみ）を四級地に。
八、下伊那郡阿南町（阿南町のうち旧和合村の地域）、清内路村、浪合村、平谷村、売木村を五級地に。
九、飯田市を四級地に。
十、西筑摩郡福島町、上松町、南木曽町、楢川村、木祖村、日義村、新開村、大桑村、山口村を五級地に。
十一、東筑摩郡明科町、本郷村、四賀村、本城村、坂北村、麻績村、坂井村、生坂村（旧広津村を除く）、波田村、山形村、朝日村を五級地に。
十二、松本市、塩尻市を五級地に。
十三、南安曇郡豊科町、穂高町、梓川村、三郷村、堀金村を五級地に。
十四、北安曇郡池田町（旧広津地域を除く）、松川村を五級地に。
十五、更級郡上山田町、大岡村を五級地に。
十六、更埴市を五級地に。
十七、上水内郡信州新町（旧八坂村を除く）、豊野町を五級地に。
十八、長野市を五級地に。
他の四項目は、第三〇〇号と同じである。

第一二〇四号　昭和四十五年三月十八日受理
長野県の寒冷級地引上げ等に関する請願
請願者　長野県小諸市加増上原八三二ノ一
天野憲典
紹介議員　木内　四郎君
この請願の趣旨は、第一一九二号と同じである。

第一二一四号　昭和四十五年三月十九日受理
長野県の寒冷級地引上げ等に関する請願
請願者　長野市栗田舎利田　市川秀雄
紹介議員　林　虎雄君
この請願の趣旨は、第一一九二号と同じである。

昭和四十五年四月十五日印刷　昭和四十五年四月十六日発行

参議院事務局　印刷者　大蔵省印刷局